

## 就業規則版

# 提出前にまずチェック



監督署に提出いただく就業規則作成又は変更届には、必須の添付資料や提出時のルールが細かく決められています。

これらのルールに沿って提出されていない場合は、監督署の職員から細かく事情を確認させていただいたり、場合によっては当日受理ができずお返ししなければならなくなります。今般、出雲労基署に提出された就業規則作成・変更届の不備事例を以下にまとめましたので、これを活用して提出書面の事前チェックにご協力いただきますようお願いいたします。

### 特に注意して確認してほしいこと



- 就業規則の届出は事業場単位となっていますか？**  
→常時 10 人以上の労働者を使用する事業場単位ごとにそれぞれ意見書を作成して届出が必要です。
- 過半数組合又は労働者代表の意見書は添付していますか？**  
→就業規則を届け出る際には意見書の添付が必須となります。
- 意見書にはきちんと意見が記載されていますか？**  
→意見がない場合でも「意見なし」など意見がないことを明記してください
- 就業規則の附属規定(賃金規定、退職金規定など)の添付漏れはありませんか？**  
→新規届出の場合には内容が全て網羅された状態で届け出る必要があります。  
一部変更の場合には変更した規定又は新旧対照表の届け出で構いません。
- 労働者代表の職名や選出方法は記載しましたか？**  
→必須の記載項目ではないですが、労働者代表の適格性が確認できない場合は受理できません。

# チェックポイント例

※提出様式は任意の形式でOKです。

提出対象の事業場の業種を記載します

## 就業規則（変更）届

提出単位は事業場（拠点）ごとになります

		労働保険番号	
		整理番号	※
事業の種類	事業の名称	事業の所在地	
金属製品製造業	株式会社〇田工業 ▲▲支店	出雲市〇〇町9丁目876-5 TEL (0000) 123-4567	
就業規則又はその変更事項		別紙のとおり	
意見の聴取年月日		令和 3 年 10 月 12 日	
意見書	下記のとおり	労働者数	25 名
令和 4 年 6 月 13 日			
使用者		職名	代表取締役 〇田 花子
		氏名	
出雲 労働基準監督署長 殿			

## 意見書

別紙の就業規則（変更）に関する意見は下記のとおりである。

記 意見の有無に関わらず必ず記入してください

【空欄 NG】

### 【意見書の記載例】

- 就業規則の内容に異論がない場合、肯定的な意見を記載する場合  
→ 『特に意見はありません』、『内容に異議はありません』  
『今般の就業規則第〇条の改定について全面的に支持します』 など
- 就業規則の内容に異議がある場合、否定的な意見を記載する場合  
→ 『今回の就業規則改定には全面的に反対します』  
『第〇条の改定には承服できないため継続的な協議を求めます』 など

令和 3 年 10 月 12 日

労働者代表 職名 溶接工  
氏名 ●原 一郎

役職がない場合は職種を記入

代表取締役 〇田 花子 殿

意見書の宛先は提出事業場の代表者または使用者となります。